

令和7年度（令和6年1月から令和6年12月までの収入）

給与支払報告書（総括表） 給与支払報告書（個人別明細書）の提出について

青森市では、市民税・県民税・森林環境税特別徴収の全事業所一斉実施を、平成27年度課税分より（森林環境税は令和6年度課税分より）行っています。原則として、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は特別徴収義務者として指定します。ただし、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収者用仕切り紙」（桃色）に記載している理由に該当するときのみ普通徴収としますので、以下の記入方法に従ってご提出ください。

1 提出先 給与の支払いを受けているかたの令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村長あてに提出してください。
（令和6年中に退職したかたについては、退職時の住所所在地の市町村長あてに提出してください。）

2 提出期限 令和7年1月31日(金)（期日に遅れますと令和7年度の特別徴収開始が7月以降になる場合があります。
※通常は6月～5月の12回で徴収します。）
※提出期限直前の1週間は窓口が大変混み合いますので、早めのご提出をお願いします。

3 提出部数 「総括表」1枚、「仕切り紙」特別徴収者用（水色）と普通徴収者用（桃色）を各1枚、「個人別明細書」を1人につき1枚提出してください。

※「個人別明細書」は、1人につき1枚の提出へ変更となりましたのでご注意ください。

※「個人別明細書」は、2種類ありますのでご注意ください。

	2枚複写	3枚複写
1枚目	市町村へ提出	市町村へ提出
2枚目(源泉徴収票)	受給者へ交付	税務署へ提出
3枚目(源泉徴収票)	—	受給者へ交付

※2枚複写⇒ 一般用

※3枚複写⇒ 支払金額が500万円を超えるかた

※役員の場合は150万円を超えるかた

《個人事業主の本人確認書類》

給与支払者が個人事業主の場合は、マイナンバー（個人番号）の番号確認（個人番号カードなど）及び身元確認書類（運転免許証など）による本人確認が必要です。代理人が提出する場合は、あわせて代理人の身元確認及び代理権の確認（委任状など）が必要です。郵送による提出の場合は、写しを同封してください。詳細については、青森市ホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

4 総括表 令和6年度に特別徴収をされている事業所には「総括表」を、給与支払報告書仕切り紙（特別徴収…水色、普通徴収…桃色）と一緒に、11月12日付けで郵送しています。

※「総括表」に印字されている住所・名称等が異なる場合は、赤字で訂正してください。

また、「総括表」及び「仕切り紙」は青森市ホームページの「[くらしのガイド](#)」>「税金」>「個人市民税」>「個人市民税の特別徴収に関すること」からダウンロードできます。

《記入例》

令和7年度 給与支払報告書(総括表)

99

	(あて先)青森市長 令和7年1月22日提出	指定番号		市町村処理欄ですので、何も記入しないでください。
給与支払者のマイナンバー(個人番号または法人番号)を記入してください。(右づめ)	給与の支払期間 令和6年1月分から12月分まで	給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
名称には、必ずフリガナをつけてください。	フリガナ カブシキガイシャ タックスショウジ	給与支払者の氏名又は名称	株式会社 TAX商事	令和7年1月1日現在、給与等の支払いを受けているかたの総人数を必ず記入してください。(青森市以外に報告するかたも含みます。)
方書がある場合は、必ず記入してください。 ※総括表に印字されている住所等が異なる場合は、赤字で訂正してください。	所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称 フリガナ アオモリシチュウオウイチョウメ	同様の所在地	〒030-0822 青森市中央一丁目22番5号 △△ビル3F	普通徴収の場合は、必ず内訳及び合計を記入してください。 また、個人別明細書の摘要欄に理由の略号(A~E)を記入してください。
連絡先の電話番号、担当者名を忘れずに記入してください。会計事務所等に事務を依頼されている場合は、名称及び担当者名、電話番号を記入してください。	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	代表取締役 青森 健太郎	総務課 給与係 氏名 東北 一郎 (電話 017-734-1111)	今回、青森市へ提出する個人別明細書の件数を記入してください。 ※1人のかたに対して2件の個人別明細書を作成した場合は、2人とカウントします。
いずれかに丸印をつけてください。前職分を含めて年末調整した場合は、個人別明細書の摘要欄にその内容を記入してください。	関与税理士等の氏名及び電話番号	〇〇会計事務所 氏名 青森 〇〇 (電話 017-734-5197)	所轄税務署名 青森 税務署	給与の支払方法及びその期日 月給 毎月21日
	前職分の支払金額等を含んでいるか	はい いいえ	住民税特別徴収納入書の送付	必要・不要
			合算している者の個人別明細書の摘要欄に前職の内容を記入したか確認してください。	いずれかに丸印をつけてください。

5 個人別明細書

作成した個人別明細書は、給与から市民税・県民税・森林環境税を徴収する人（特別徴収者）と徴収しない人（普通徴収者）に分け、給与支払報告書仕切り紙（特別徴収…水色、普通徴収…桃色）に人数を記入の上、それぞれに添付して提出してください。
記入については下記の記入例を参考にいただき、記入後は再度内容をご確認ください。

「記入例」

氏名、生年月日、住所、マイナンバーは漏れなく記入してください

⑦

給与支払報告書（個人別明細書）

※区分	※種別	※整理番号	※
0123-A-4567	0123-A-4567	0123-A-4567	0123-A-4567
住所	受給者番号	個人番号	職名
青森市中央五丁目5番5号 青い森マンション505	0123-A-4567	3123456789010	課長
氏名	氏名	氏名	氏名
青森 太郎	アオモリ タロウ	アオモリ タロウ	アオモリ タロウ
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	6,270,000	4,574,400	2,276,004
源泉徴収税額	0		
源泉控除対象配偶者	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数
4	5	6	7
360,000			
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
896,204	115,000	44,800	132,300
(摘要)			
27 源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額180,000円			
20 (1) 青森 六郎 (年少) 21 前職 (株)野商會 令和6年3月31日退職			
給与 2,040,000円 源泉 97,260円 社保 318,045円			
生命保険料の金額が家	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護保険料の金額
9	9	9	9
24,000	36,000	48,000	53,000
旧個人年金保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	新個人年金保険料の金額
9	9	9	9
72,000	53,000	72,000	53,000
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
10	10	10	10
2	27	10	12
13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
14	14	14	14
225,000	28	4	25
9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
配偶者の合計所得	配偶者の合計所得	配偶者の合計所得	配偶者の合計所得
15	15	15	15
960,000	960,000	960,000	960,000
5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
19	19	19	19
1	1	1	1
青森 一郎	青森 一郎	青森 一郎	青森 一郎
2	2	2	2
青森 三郎	青森 三郎	青森 三郎	青森 三郎
3	3	3	3
青森 四郎	青森 四郎	青森 四郎	青森 四郎
4	4	4	4
青森 五郎	青森 五郎	青森 五郎	青森 五郎
19	19	19	19
123456789017	123456789017	123456789017	123456789017
中途・退職	中途・退職	中途・退職	中途・退職
23	23	23	23
6	6	6	6
4	4	4	4
1	1	1	1
昭和	昭和	昭和	昭和
50	50	50	50
11	11	11	11
15	15	15	15
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号
25	25	25	25
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
0	0	0	0
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
住所(居宅)又は所在地	住所(居宅)又は所在地	住所(居宅)又は所在地	住所(居宅)又は所在地
青森市中央一丁目22番5号	青森市中央一丁目22番5号	青森市中央一丁目22番5号	青森市中央一丁目22番5号
氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称
株式会社 TAX商事	株式会社 TAX商事	株式会社 TAX商事	株式会社 TAX商事
(電話)	(電話)	(電話)	(電話)
017-734-1111	017-734-1111	017-734-1111	017-734-1111

(※1) 同一生計配偶者…受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下のかた。
(※2) 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者を指す。
(※3) 源泉控除対象配偶者…受給者(合計所得金額が900万円以下)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下のかた。
(※4) 非居住者…国内に住所(生活の本拠)がなく、1年以上居所(生活の本拠ではないが現実的に居住している場所)もない個人。

各扶養親族に該当する生年月日	
特定扶養	平成14年1月2日～平成18年1月1日生
老人扶養	昭和30年1月1日以前生
その他扶養	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生、平成18年1月2日～平成21年1月1日生
16歳未満	平成21年1月2日以後生

未成年者に該当する生年月日	
未成年者	平成19年1月3日以後生

6 給与所得者の異動による届出

給与支払報告書を提出した後、給与所得者が退職や転勤等により異動した場合は、速やかに「市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり」中の「給与所得者異動届出書」を提出してください。
※「給与所得者異動届出書」等の各申請書は、青森市ホームページの「くらしのガイド」>「税金」>「個人市民税」>「個人市民税の特別徴収に関する」からダウンロードすることもできます。
※特別徴収対象の外国人が帰国などに伴い退職する際に未徴収税額がある場合には、一括徴収の異動届出書の提出をお願いします。また、納税管理人の申告書を添付してください。

7 eL T A Xや光ディスク等による提出

給与支払報告書は、eL T A Xや光ディスク等の電子的方法により提出することができます。これらの方法で提出した場合、紙による提出は不要であり、提出枚数が多い、または提出先の自治体が多いなどの場合には大変便利です。eL T A Xで提出の場合は、電子的方法により税額通知を受けることもできます。
eL T A Xの利用は無料であり、給与所得者異動届出書の提出も可能ですので、是非ご利用ください。

- ※ eL T A Xホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp
- ※ 普通徴収として提出するものについては、摘要欄に特別徴収できない理由の略号(A～E)を記入した上で普通徴収欄にチェックしていただくことになります。
- ※ 前職分を含んで年末調整した場合は、前職名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額等を入力していただきますが、専用の入力欄がありますので、摘要欄ではなくそちらを使用してください。
- ※ 令和3年1月提出分より、前々年の税務署への源泉徴収票の提出が100枚以上あった事業所は、市町村への給与支払報告書の提出方法をeL T A Xや光ディスク等にするよう義務付けられています。

問い合わせ先

青森市 税務部 市民税課 特別徴収チーム
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
TEL (017) 734-5197 (直通) FAX (017) 734-5190
URL http://www.city.aomori.aomori.jp/

記入例説明 (左図の数字と各番号が対応しています)

- 令和7年1月1日現在の住所を記入してください。
 - 特別徴収の税額通知書に受給者番号(社員コード等)の記入を希望する場合に記入してください。
 - 給与の支払いを受ける者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
 - 【有】欄には、年末調整の適用を受けている場合で控除対象配偶者(※2)を有しているときに○を記入してください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者(※3)を有しているときに○を記入してください。
※控除対象配偶者(源泉控除対象配偶者)のかたが、昭和30年1月1日以前生まれの場合は【老人】欄にも○を記入してください。
 - 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
 - 【特定】【その他】欄には、対象となる扶養親族がいる場合、人数を記入してください。
【老人】欄には、老人扶養親族がいる場合、点線の右側に人数を記入し、そのうち同居している者の人数を点線の左側に記入してください。
【特別】欄には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合、その人数を点線の右側に記入し、そのうち同居している者の人数を点線の左側に記入してください。
【その他】欄には、特別障害者以外の人数を記入してください。
※同一生計配偶者(※1)(控除対象配偶者を除く。)が障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を摘要欄に記入してください(「同居(氏名)」)。
 - 配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者(※4)の人数を記入してください。
 - 生命保険料の控除額を記入する場合は、令和6年中に支払いがあった保険料の支払額を該当する欄に記入してください。
 - 住宅借入金等特別控除の適用数を記入してください。
 - 住宅借入金等特別控除の適用を受けた家屋に居住を開始した年月日を和暦で記入してください。
 - 住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。
- バリアフリー改修工事等による「特定増改築(区分「増」)は、住民税への住宅借入金等特別控除が適用されません。一般増改築(区分「住」)の場合に「増」を記入しないよう、提出前に再度ご確認ください。「特別居住用家屋」に該当する場合は「住(特家)」、震災再取得等の適用を選択し、住宅が「特別居住用家屋」に該当する場合は「震(特家)」、「特別認定住宅等」に該当する場合は「認(特家)」を記入してください。
また、「特定取得」に該当する場合は「(特)」、「特別特定取得」「特例取得」「特別特例取得」に該当する場合は「(特特)」、「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」、を記入してください。
- ⑩の適用数が2以上ある場合、住宅借入金等の年末残高を記入してください。
 - 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合、控除可能額を記入してください。
 - 配偶者(特別)控除の適用を受けている場合、配偶者の合計所得(見積額)を記入してください。年末調整の適用を受けなかったでも源泉控除対象配偶者がいる場合は記入してください。
 - 受給者の合計所得金額が2,400万円超で基礎控除の額が48万円以外になる場合は、該当する額を記入してください。
- ※合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 → 320,000円
2,450万円超2,500万円以下 → 160,000円
2,500万円超 → 0円
- 所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記入してください。
 - 控除対象配偶者・源泉控除対象配偶者もしくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のフリガナ、氏名及びマイナンバーを記入してください。
※上記配偶者、16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は「区分」欄に○を記入してください。
※控除対象扶養親族が非居住者に該当する場合、下記の該当する要件に応じて、「区分」欄に「01」「02」「03」「04」のいずれかを記入してください。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者(30歳未満又は70歳以上)
02	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)
03	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)
04	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)

※ 留学生とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
※ 38万円以上送金とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は5人目以降のマイナンバーを記入し、⑩欄の氏名との対応関係が分かるように、マイナンバーの前に括弧書きの数字を記入してください。
- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は5人目以降の氏名を記入し、⑩欄のマイナンバーとの対応関係が分かるように、氏名の前に括弧書きの数字を記入してください。
※16歳未満である場合は「(年少)」を記入してください。
※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に「(非居住者)」と記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に⑩の表の01～04のうちいずれかの数字を記入してください。
- 中途就職で前職分も含めて年末調整した場合は、前職名等を記入してください。
※記入がないために、過大に賦課される場合があります。
- 普通徴収の場合は、普通徴収仕切り紙に記載している理由の略号(A～E)を必ず記入してください。
※記入がない場合は、特別徴収として取り扱います。
- 未成年者(平成19年1月3日以後生まれ)に該当する場合は○を記入してください。
- ひとり親に該当する場合は○を記入してください。
※ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしておらず、受給者と生計を一にする子を有する者をいいます。
※合計所得金額500万円超、又は受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は、該当になりません。
- 給与支払者のマイナンバー(個人番号又は法人番号)を記入してください。
- 退職手当等の支払を受ける配偶者(退職所得を含めない合計所得金額が133万円以下に限る)又は扶養親族(退職所得を含めない合計所得金額が48万円以下に限る)がいる場合には、摘要欄に「配偶者(扶養親族)の氏名、氏名の前に(退)、配偶者(扶養親族)である旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、非居住者である場合にはその旨(控除対象扶養親族の場合には⑩の表の01～04のうちいずれかの数字を記入)、退職所得の金額を含めない合計所得金額の見積額、本人が寡婦又はひとり親である場合にはその旨」を記入してください。
また、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」欄には、摘要欄との対応関係が分かるようにマイナンバーの前に(退)を記入してください。
- 令和6年分所得税の定額減税について、年末調整済の給与支払報告書の場合は、摘要欄に実際に控除した金額を「源泉徴収時所得税減税控除済額△△円」、控除しきれなかった金額を「控除外額△△円(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円)」と記入してください。また、合計所得金額が1,000万円超のかたの同一生計配偶者を減税額の計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。非控除対象配偶者が障害者に該当する場合は、「減税有 非控除対象配偶者の氏名(同居)」と記入してください。年末調整を行っていない給与支払報告書の場合は、摘要欄に記入する必要はありませんが、源泉徴収税額欄には実際に源泉徴収した税額を記入してください。